

業務仕様書

1 業務名

令和7年度データ利活用事例創出・ニーズ把握実施業務

2 業務目的

札幌市は、都市機能や住民サービスの効率化、さらには地域課題の解決を目指して、データの融合と活用を基盤としたスマートシティの取り組みを推進している。委託者である一般財団法人さっぽろ産業振興財団は、札幌市によるスマートシティの取り組みの中核となる「さっぽろ圏データ取引市場」（以下、「取引市場」という。）における掲載データの増加及び掲載データの取引件数の増加を図り、民間事業者等によるデータ利活用をさらに促進するために、本業務によりデータ利活用のニーズを把握し、実際のデータ利活用事例の創出につなげるものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

4 実施業務

(1) データ利活用に関するセミナー・研究会・ニーズ調査の実施

都市の課題を解決し、住民の生活を向上させるため、どのようなデータをどのように活用していくべきか、IT事業者を中心に、ドローンや宇宙衛星データ、IoT関連データ（デバイスやセンサーが生成・収集するデータ）、交通関連データなどに関するセミナーや研究会を開催し、または、アンケート調査を行うことにより、データ利活用のニーズを把握する。

セミナー・研究会は、1回あたり30社以上の民間事業者等を集めて開催し、それを5回行うものとする。また、アンケート調査を実施する場合は、100社以上を対象にして行うものとする。

(2) データ利活用事例及び具体的な取引事例の創出

上記(1)のセミナー・研究会・ニーズ調査などに基づき、民間事業者等とプロジェクトを組成し、実際のデータ利活用事例を創出する。創出する事例数は5件を目標とする。

併せて、取引市場において具体的な取引事例が生まれるようフォローアップを行う。

(3) 取引市場における掲載データ増加に向けた誘引活動

取引市場における掲載データの増加に向けて、上記(1)のセミナー・研究会・ニーズ調査などを通じて取引市場の利用促進を図り、新たにデータを掲載する企業を発掘する。

5 実施報告の提出について

上記4の業務について、令和8年3月27日（金）までに、電子ファイルにより業務実施報告書を提出すること。なお、報告書の様式については問わない。

6 秘密保持について

(1) 秘密の保持

ア 委託者は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。

イ 受託者は、本業務に関し、委託者から受領または閲覧した資料等を委託者の了解なく公表または使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た委託者及び民間事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

エ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。本業務の委託期間終了後についても同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。また、本業務への参加者に係る個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守することとする。

7 その他特記事項

(1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

(2) 業務の遂行にあたっては、あらかじめ委託者と綿密な打合せをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。

(3) この仕様書に定める事項のほか、委託者が定める規則及び関係法令を遵守すること。

(4) 受託者は、委託者が本業務に係る成果物等を広報及び広告活動をはじめとする委託者の事業活動において利用する場合に、自由に利用することができるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

(5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。

(6) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。

(8) 成果物や資料等の公開に伴い、第三者からの権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、

かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

- (9) 本業務の遂行にあたって、民間事業者及び参加者からの申込み及び問合せについては、受託者が対応すること。また、本事業の遂行に伴いクレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に遅滞なく報告すること。